

平成22年3月22日

バス事業者各位

長野運輸支局長

東北太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）の柔軟な運用について

東北地方太平洋沖地震の発生及び東京電力福島原子力発電所の事故により、罹災地域から避難する住民や支援要員の輸送が必要となっているところですが、人命救助及び復興の円滑化の観点から、主としてこれらの者を対象として罹災地域内での輸送を行う場合又は罹災地域とその他の地域との間の輸送を行う場合、平成23年3月11日（金）より平成23年4月10日（金）までの間のものについては、標記通達I. 1を柔軟に運用することとされました。

具体的には、輸送を要請する文書の有無を問わず、罹災地域からの避難、罹災地域への支援、その他これに準ずる目的のための輸送要請があった場合は、臨時の営業区域を設定できることとし、事後も含めて申請手続きは不要といたします。

なお、監査の際に当該緊急的な輸送と通常の輸送とを区別できるようにするために、①輸送依頼元、②輸送日時、③輸送目的、④輸送経路を記録し、輸送の日から1年間保存願います。



北信交旅第1368号
平成23年3月18日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）の柔軟な運用について

標記について、別紙のとおり自動車交通局長より通知があったので、了知されたい。

平成23年3月18日
国自旅第 227 号

北陸信越運輸局長 殿

自動車交通局長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)の柔軟な運用について

東北地方太平洋沖地震の発生及び東京電力福島原子力発電所の事故により、罹災地域から避難する住民や支援要員の輸送が必要となっているところであるが、人命救助及び復興の円滑化の観点から、主としてこれらの者を対象として罹災地域内での輸送を行う場合又は罹災地域とその他の地域との間の輸送を行う場合、平成23年3月11日(金)より平成23年4月10日(日)までの間のものについては、標記通達I. 1を柔軟に運用することとする。

具体的には、輸送を要請する文書の有無を問わず、罹災地域からの避難、罹災地域への支援、その他これに準ずる目的のための輸送要請があった場合は、臨時の営業区域を設定できることとし、事後も含めて申請手続きは不要とする。

なお、監査を行う場合に当該緊急的な輸送と通常の輸送とを区別できるようにするために、①輸送依頼元、②輸送日時、③輸送目的、④輸送経路を記録し、輸送の日から1年間保存するものとする。

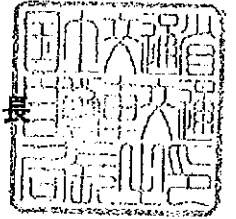
また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



平成23年3月18日
国自旅第227号の2

社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車交通局長



東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における
臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)
の柔軟な運用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られた
い。

(別 添)

平成23年3月18日
国自旅第 227 号

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における
臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)
の柔軟な運用について

東北地方太平洋沖地震の発生及び東京電力福島原子力発電所の事故により、罹災地域
から避難する住民や支援要員の輸送が必要となっているところであるが、人命救助及び
復興の円滑化の観点から、主としてこれらの者を対象として罹災地域内での輸送を行う
場合又は罹災地域とその他の地域との間の輸送を行う場合、平成23年3月11日(金)
より平成23年4月10日(日)までの間のものについては、標記通達I. 1を柔軟に
運用することとする。

具体的には、輸送を要請する文書の有無を問わず、罹災地域からの避難、罹災地域へ
の支援、その他これに準ずる目的のための輸送要請があった場合は、臨時の営業区域を
設定できることとし、事後も含めて申請手続きは不要とする。

なお、監査を行う場合に当該緊急的な輸送と通常の輸送とを区別できるようにするた
めに、①輸送依頼元、②輸送日時、③輸送目的、④輸送経路を記録し、輸送の日から1
年間保存するものとする。

また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申
し添える。